

京都市告示第 456 号

平成18年9月29日京都市告示第220号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成19年4月1日から次のように改めます。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

楽只市営住宅	第3棟から第16棟まで	0.9719
	第21棟	0.9559

を

楽只市営住宅	第3棟から第16棟まで	0.9719
	第21棟及び第22棟	0.9559

に改め、

東天王町市営住宅	第1棟から第4棟まで	0.7719
----------	------------	--------

を

東天王町市営住宅	第1棟及び第2棟	0.9719
----------	----------	--------

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅政策課)